顔は、

内なる信仰が外へと現れ出

自由がその根幹です。

す。ことに「礼拝」と「伝道」 て形づくる「信仰生活の自由」

0) で

リタンたちの場合です。彼らは新

由」を求めてヨーロッパからアメ

一七世紀の初頭「信教の自

三つ事例を挙げましょう。

第

てはなりません。

カ大陸へと移住してきたピュー

大陸において、教会と国家が一体

ました。そこにおいては政府 となった理想社会の実現を目指し

(教

方しか許されず、最も甚だしい 会当局)が定めた教会生活のあり

「信教の自由」の圧迫が起こった

埼玉の夜明け

委 員 会 会

です。

めるのは、

第 41 巻 第 3 号 通算129号 社

信教の自由」をとらえ直す

力と外部から迫ってくる力の二通

それには、宗教自体に内在する

日本聖書協会評議員会議長

せん。 す。 真に大切にされている国なので りと守られて、人間一人びとりが 他のあらゆる基本的人権がしっか 由」が保障されている国は、その のだからです(日本国憲法第十条 由」は基本的人権の根幹をなすも ためです。なぜなら、「信教の自 こころにかなった公正な国となる 求めるのは、自分の信仰生活や自 です。私たちが「信教の自由」 それが保障された社会ということ 分の宗教の安泰のためではありま - 第四十条を参照)。「信仰の自 「信教の自由」の第三の顔 私たちが「信教の自由」を求 何よりも、この国が神のみ は、

> といわなけれぱなりません。 ということは、まこと歴史の皮肉

信教の自由」の諸相

平山 日本キリスト教団 武秀 関東教区埼玉地区

> 自分自身の宗教に内在する力で たいと思いますが、侮り難いのは りがあります。まず前者を見てみ

科学・幸福実現党に見られます ても、その過ちを犯しがちです。 な例は創価学会・公明党と幸福の 制するという問題です。最も極端 を立てて、その支持を全信徒に強 挙」の問題です。国や地方の選挙 ばしば見られる「教団ぐるみ選 に際し、教団当局が特定の候補者 第二の事例は、現代の日本でし 仏教のような伝統教団であっ

「信教の自由」を妨げ 何よりもこの観点から これはたんに政治上の事柄ではな かなければなりません。 た問題であることを私たちは見抜 深く「信教の自由」に根差し

な一つの局面です。 由、これも「信教の自由」の重要 た。教会生活の送り方の各自の自 ずってやっと礼拝に出席をし、そ 酷な労働で疲れ果てた体を引き の領域に積極的にかかわらせる実 成の秘訣として、教会員全員を一 談をしました。その牧師は教会形 私はある新聞の企画で、大阪で最 こで慰めを得て帰って行くだけの 会の方針に積極的に参加できる した。しかし私は、そのような教 も大きな福音派の教会の牧師と対 日常的な営みにおいてです。 に綿密なプログラムを披歴されま 人も洩れなく教会活動のさまざま 「弱い信徒」の大切さを語りまし 「強い信徒」ではなく、週日の苛 第三の事例は、私たちの教会の 昨年

てキリスト教徒の殺害、拉致、誘 危機に瀕しています。「異教徒撲 けるキリスト教の場合を考えてみ 滅」を叫ぶイスラム過激派によっ を占めるキリスト教徒は今深刻な イスラム圏ですが、その中で5.6% ましょう。中東16ヵ国は圧倒的に る場合はより深刻です。中東にお 妨げる力が他の宗教から迫ってく の問題ですが、「信教の自由」を さて、以上の三例は自宗教内部

> 明にコプト教会門前でイスラム過 拐事件が頻発し、その結果多くの 題」であることを私たちはわすれ 教の自由」の問題は実に「命の問 ころです。世界的にみると、「信 は、まだ私たちの記憶に新しいと 激派が引き起こした爆弾テロ事件 クサンドリアでは、今年の元旦 ていきます。またエジプトのアレ キリスト教徒たちが国外に逃亡し

向かって迫ってくるさまざまの めてふれることは避けます。 もこの点については今までくり返 は言うまでもありません。けれど 力、ことに国家の権力であること より大きな力は、外部から宗教に たちが目を留めなければならない 実を今見てきましたが、しかし私 はまず宗教自体に内在している事 し学んできましたので、ここで改 さて、「信教の自由を妨げる力」

された社会 「信教の自由」 が確 立

宗教に属していようと、それが市 生活に即して言えば、自分がどの る状態です。私たち一人びとりの 宗教団体とが完全に分けられてい 完全になされた社会です。「政教 しょうか。それは「政教分離」が れた社会とは、どんな社会なので 分離」とは、政治と宗教、国家と では、「信教の自由」 が確立さ

点です。「信教の自由」の第二の 問題ですから、他の何者もそれを の自由」です。信仰は心の内面の があります。まず第一は、「信仰 由」の確固たる土台であり、 しい内的自由こそが「信教の自 侵すことはできません。この輝か 「信教の自由」には、三つの顔 出発

少子化である」

でも二羽だった。四~五羽も珍しくない鳥だから

商業地で平均一・四羽住宅地が一、八羽、

農村部

ければどんな損にもならない、宗 う社会の仕組みです。 活とは次元が別だという、そうい 教者であることと市民としての生 民生活の上でどんな得にもならな

う。それは、私が住む大阪府箕面 典型的な事例をご紹介しましょ はそれにふれる余裕がないので、 るかというと疑問です。その端的 民生活のあらゆる面で貫かれてい けれども、この憲法上の規定が国 す(第二〇条と第八九条を参照)。 かに「政教分離」はなされていま な現れは靖国神社問題ですが、今 しょうか。憲法の規定上は、たし つだけ「ミニ靖国神社問題」の では、わが日本の国ではどうで

市で起こった「箕面忠魂碑訴訟」 であり、「信教の自由」いまだし 運用面においてはきわめて不徹底 した。このようにわが国において 箕面市がなしたことを是と認めま 九三年になってその訴訟を退けて 訟を起しましたが、最高裁は一九 神坂玲子さんらは一九七六年に訴 り憲法違反であるということで、 離」の鉄則を踏みにじるものであ です。これは明らかに ても公費が支出されたという問題 場所に移すにあたって、市が公費 学校の校庭にあった忠魂碑を他 の出来事です。事の起こりは、 を支出し、またその慰霊祭に対し 憲法の「政教分離」の規定が 「政教分

の感を深くします。

の自由」の相関関係 信仰の自由」と「信教

ということも事実です。 その真価を発揮することができる てこそ、内なる「信仰の自由」は が真に保障された社会の中にあっ した。しかし逆に、「信教の自由 あり出発点であることを先に見ま 「信教の自由」の確固たる土台で 心の内なる「信仰の自由」が 「信教の自由_ 」が保障された社

されず、他の諸宗教はいっさい存 いう問題を考えてみましょう。も 会の特徴として、諸宗教の共存と しわが宗教しか国家によって公認

れず、 ある。 て見つかる。今の都市では瓦がなくて家に巣を作 (asahi.com2011.11.18) ということが大きいようで 営巣場所の不足や狭さが深刻だ」

うが、おそらくこれも一時的ブームであろうと考 えられる。 る。善意の輪が広がったということになるのだろ 二五日現在、全国で一千件以上になったそうであ 昨年末より始まったタイガーマスク現象が一月

とが書いてあった。「雀に一人っ子が増えていると

一月一六日の朝日新聞天声人語にこのようなこ

いう。こちらは岩手医科大などの研究だ。去年の

全国の愛好家に雛の数を調べてもらうと、

雀を見かけなくなったように思われる。

りをもっていたということである。ところが近年、

主

張

う言葉があるそうだが、雀はそ れほど密接に人間の生活と関わ

「道に迷ったら雀を探せ」とい

事件としては、雀の一人っ子問題は大きい事件で と報道してもらいたいものである。広い意味での 大事だが、雀の一人っ子が意味するところをもっ 報道はタイガーマスク現象を取り上げることも

私たちは熱く祈り、賢明に発言 全に保障された国を築くために、

大胆に行動しましょう。

案、意見を抹殺し、教会会議制に

立を認められないという状況だっ

輝きを帯びて私の目にとびこんで 味ですっかり見あきた丹陽教会の かつてこの本部を視察した折、そ しさもまた如何なく発揮されるの 況の中でこそ、わが宗教の素晴ら それぞれの活動を展開している状 障されて、すべての宗教が自由に ありません。「信教の自由」が保 はライバルがいないのですからわ たらどうでしょうか。そのときに である「信教の自由」の輝きを深 真の素晴らしさ、ことにその根幹 に立ってこそ、みずからの宗教の の多様性というコンテキストの上 きたことでしょうか。これは、た 会堂が、そのときには何と新鮮な きの感動を忘れることができませ した丹陽教会の会堂を望み見たと の広大な敷地の中から小ぢんまり に大本教の本部があります。 団丹陽教会があり、そのすぐ近く です。京都府綾部市に目本基督教 を失って形骸化してしまうに違い かも知れませんが、内的には生命 が宗教は外的には大いに繁栄する く体験することができるのです。 ん。私たちは諸宗教の共存、 んに建物だけの話ではありませ このような「信教の自由」が完 今まで何度も訪れて、 ある意 宗教 私は

書評 明日への教会

社)を読んで 森野善右衛門著 日本基督教団川口教会牧師 (キリスト新聞

本 間

一秀

信徒の世紀を開く

聖霊と

教団を整えようとする建設的な議 子にまとめられた通りになった。 う、「対策、指導書」と思える冊 的に配布されていた は全て会議開催の前から予め全国 る議案等は全て否決。そして教団 セクシャルマイノリティーに関す 沖縄との合同問題に関する議案、 さらに、米軍基地に関する議案、 で上程されずに終わった。そして 告に対し、強行採決され賛成多数 の理由に基づく議案整理委員会報 る以上、審議する必要なし」等々 ては「審判委員会の決定が出てい 郎牧師の免職に関係する議題の全 及び入場を巡り受付付近は騒然と 拝の前、北村滋郎牧師の議員登録 とする)総会を傍聴した。開会礼 日の日本基督教団 本基督教団の形成のために」とい していた。そして議事へ。北村滋 二〇一〇年一〇月二六日—二八 常議員選挙。これらの結果 。 以 下 「伝道する日

さんは「農村では家の屋根瓦の隙間に巣が集中し 少子化の原因として立教大博士研究員の松井晋

になってしまった。会議制は元よ 規のみ」という「偏狭な小さな価 沿った真摯な充分な議論もされな 値観」の中に全てを押し込む傾向 ならず、昨今の教団は「教憲・教 けて来た。しかし今回の総会のみ とも筆者はその中で信仰生活を続 教団であったはずである。少なく かった。合同教会としての多様 言っても過言ではない。 教会性も崩壊、 各個教会主義を重んじて来た 喪失したと

きな指標の一端を指し示している は私達信徒、教会が歩むべき、大 森野善右衛門著「明日への教会」 と思える。 こうした教団の中にあり、 表記

開されている。 体的にカール・バルト、ボンヘッ がきにかえて」に記すように、全 職としての念願である」と「あと の線に立つ教会』の形成が教団教 著者が「『バルト=ボンヘッファー 著者が行って来た、説教、 ファーの著書を中心に教会論が展 る、その共通テーマは「教会論」。 論文等を加筆しまとめたものであ 本書は二〇〇五年より六年間に 講演、

> する問題提起の書と言える。 が問われている。「教会論」 どこに立ち、誰のためにあるのか である聖霊の働きである。教会は る。それに導くのはキリストの霊 性における一致」を示唆してい ストにある一致を目指す、 等の違いを互いに認めあい、キリ く、教義、歴史的伝統、組織制度 に関連付けて、「画一性」ではな エキュメニカル運動の目指すもの の教会」であるとする。さらに、 はなく、万人祭司としての 民」であり、教職中心の組織体で

に関

が大切である。

各教会の社会活動

「介護について」学習会

聖礼典のほか 三.教会が世の為に づく井上良雄氏の研究を紹介す トの「教会教義学 る。教会の標識には一.説教 信徒の教会である」カール・バル 著者はまず「世のための教会は 和解論」に基 険を受ける側でもある。介護保険

分も母の介護をしており、介護保 して介護の仕事をしているが、自

Aさん:ケアーマネージャーと

浦和東教会

井上

雅雄

リストの和解の使者としての務め 和解の福音を伝えることに責任と あり、その為に信徒はキリストの ヘッファーの「教会の本質」を通 教育の問題を論じる。そしてボン え方が基本ではないかとし、 トニ 五:一八一二一)という考 を担う人たちとされる」(コリン 比較し、その論旨から信徒は 使命があるとする。教団の教会を 信徒 ーキ 族の協力に依存するようになっ 改正された。ケアマネージャーを は平成一二年、一五年、一八年に 居家族がいる家の掃除ができな 例としては、 現在はさまざまな制限がある。一 していた一四年ごろはヘルパーの い、など社会的介護のはずが、家 訪問介護は柔軟な対応ができたが

れている。 る。つまり「自己責任」が強調さ 理念は保険契約へと変化してい なり、「数をこなす」ことを余儀 はきついことから働き手が少なく なくされているのが実態である。 介護で働く人の給与は低く、仕事 この理由は「財政難」である。 福祉国家といいながら、福祉の

. 「多様

い。三〇分で十分な介護ができな 護は必要最低限のことしかできな あるお金も時間もなく、現実に介 は払えないことから、介護保険を あった。いまや保険は全ての人が 護福祉はどんなに使ってもだだで 護保険導入以前は年金生活者の介 で、一三年間仕事をしてきた。介 た。資格習得後Rグループの誘い パーの資格をとり、仕事に携わっ の奉仕をきっかけに、訪問ヘル ティアで行った洗濯物の整理など 全部使っても足りないのが現実で 割負担しているが、年金生活者 Bさん:教会の婦人会のボラン

病院の通院介助や同 ケアーを打ち切ることもできず、 いが、時間オーバーしても途中で ヘルパーのジレンマがある。

く人たちはみんな燃えている。し いる。人のために現場で働く仕事 ちで働くかを、若い人にも語って る。長く仕事をすれば、技術はそ せるのではなく。 パーを排除しようとする動きもあ かし、一方では熱意のあるヘル パーの仕事を続けたい。現場で働 はたのしく、働ける限りはヘル はヘルパーとしてどのような気持 れなりに上達するが、大切なこと こめて通じて行くようにしてい 祈りをささげてお互いの気持ちを 患者とは、一緒に賛美歌を歌い、 こなっているが、クリスチャンの がん患者のターミナルケアーもお い介護保険制度に変えていくこと 現場のスタッフに全てを負わ みんなでよりよ

教会は「地上を旅する神の

「信徒

四時間休まることもないといって 護施設に任せっきりにするのでは も過言ではなく れる。一人でする介護の期間は二 介護に当たるものの気持ちは癒さ でもその役割を担うことで、 なく、兄弟、家族が週か月に一度 Cさん:介護は家族の一人や介 日常



る。

教の課題 ぐって 特に児童養護施設をめ 今日における一 つの 宣

と思っている。 施設の現状を報告するに留めたい のものであった。今回は児童養護 ホーム」との歩みを共にしながら の五年間は、 場に携わってきたにすぎない。そ 年間合計七年間児童養護施設の に遣わされて五年間、その前に二 養護の専門家でもない。毛呂教会 私は社会福祉の専門家でも児童 毛呂教会 児童養護施設「神愛 稲生 勝也

育が困難な場合がある。 護者に養育させることが適当でな がいない、或いはいたとしても保 しいのだが、児童の中には保護者 情のもとで養育されることが望ま いなどの理由により、 児童は家庭における保護者の 家庭での

とめによると二〇〇八年度全入所 る。全国児童養護施設協議会のま の中でも、 た。近年、 様も拡大し、複雑・多様化してき 社会的支援を必要とする範囲や態 対する施策状況は大きく変化し、 うになった児童(要保護児童)に の理由により保護を必要とするよ た児童の施設入所が増加してい 従来からの、貧困や親の死亡等 保護者から虐待を受け 養護を必要とする児童

二~一四歳二一・六%、一五~ 児童が一〇・三%を占め、一六・ 四%である。虚弱か障害等のある ○%が病気にかかりやすいとなっ 七歳一八・〇%、一八歳以上四 四. 五%、 籍児童は二六,九七九人 (男子五 結果を見ると、児童養護施設の在 九九七年度養護児童等実態調査の 所率は八○・五%であった)。 一 施設数五六四、入所定員三三,九 としている。二〇〇七年現在、 二%、父母の虐待、放任、養育拒 の死亡三・五%、父母の行方不明 ている。入所理由を見ると、父母 五%、六~一一歳三七・○%、 である(因みに一九九〇年度の入 入所率 (定員充足率) 九〇・九% 七人、在籍人員三〇,八四六人、 四・九%、父母の入院九・ 不和および精神疾患等家庭環 年齢別では六歳未満一七 女子四四・四%)であ

あって、多くの先人たちは、自ら るであろう。しかもその過程に たちに多くの示唆を与えている。 基盤を築いた先人たちの業は、私 九%、棄児〇・九%となってい 境を理由とするものが合計二六・ な歩みを始めたということができ いずれも困難に直面する人々と "共に歩むこと』によって、新た 今日の社会福祉を先導し、

> の働きを支える精神と信仰を問い 続けたのである。

児童の五三・四%が虐待経験あり

果であるとはいえない。 基盤とする社会福祉施設も多くの れている。 の中で生かしていくことが求めら に基づいた信仰の実践としての働 の養成が急務とされ、まさに聖書 受け継ぎ、その信仰による働き人 には、理念だけではなく、信仰を と信仰を棄て去ることが必然的結 そもそも働きの基盤となった精神 言える。しかしだからと言って、 とは一線を画することは当然とも 祉施設であることから、宣教の場 者が当然いる。したがって社会福 を持たない者や他の宗教を信じる スの利用者には、キリスト教信仰 らされていることである。サービ 自性を見失ってしまう危険性にさ み込まれることによって、その独 は、公的サービスの供給体制に組 指している。その際の課題の一つ する人々と、共に歩む、ことを目 課題に直面する中で、困難に直面 きを具体的に検証し、日々の実践 今日多くあるキリスト教を設立 その存立基盤を維持するため 何より



社会委員会報告

二、鴻巣教会・九条の会に十名参 十月十七日(日)十五時~ ○社会活動委員会(出席十五名) 、大宮教会・災害対応伝言ダイ 加・九条せんべいの販売・平和 習・戦争体験文集の作成 アルー七一の学び・ワークキャ 各教会の社会活動報告の概略 第二回社会活動委員会及び第四 ンプ・各種支援募金・平和学 回社会委員会 十分(上尾合同教会)

三、上尾合同教会・各種献金・平 和祈念集会・古切手、 はがき等の呼びかけ 「戦後GHQの検閲について」の 浦和東教会・「介護について」 書き損じ

七、桶川伝道所・各種献金、署名 乓 六、北川辺伝道所·「教団罪責告白 の見学と学習会・ケアハウス訪 礼拝」式文試案による礼拝を持 つ・徐正敏先生を迎え学習会 和戸教会・戦災資料センター

> 会へ参加 学習会を持つ・地区、教区諸集 一五集会、二・一一集会へ参加 西川口教会・各種献金・平和 久美愛教会・各種献金・八・

十一、所沢みくに教会・「教団罪責 十二、本庄教会・「関東大震災朝鮮 う・平和学習会 告白」式文(案)による礼拝を行 人犠牲者追悼の集い」に参加

-八時四

●信教の自由と平和を守る二・一

承認

十四、初雁教会・各種献金・弾圧 一三、埼玉和光教会・各種献金・ 山谷兄弟の家伝道所まりや食堂 への支援と協力 「部落解放祈りの日」を持つ

○社会委員会(出席七名) を覚える礼拝・ちいろば会

九月十九~二十日の教区社会活 動協議会(新潟)へ二名参加

小委員会報告

九月二三日のアーモンドの会集 会に共催

・二・一一集会の件・原発六ケ所 キャラバンの件等 村研修会の件・部落解放全国 会(太田八幡教会)へ二名参加 十月九日教区部落差別問題研修

·小委員会報告 (鴻巣教会) 出席六名 | 月十六日(日) 十五時~十八時

第五会社会委員会

八、川口教会・国際精神里親運動

養護老人ホーム等へ問安

支援・ホームレス救済活動 ・二・一一集会の件 講師、テーマ、奉仕内容、 新年度の組織について についての報告、 会計担当より予算執行と見通し 費用等を確認

生「信教の自由をとらえ直す」参 時(大宮教会)講師、平山武秀先 二月十一日(金・休日)十~十二 加七五名(二十九教会)

・二・一一集会の反省 ○終了後、委員懇談会を持つ 新年度の組織と日程について

編集後記

されている。 更に中東諸国ではその連鎖が懸念 の政権があっけなく打倒された。 われてきたチュニジア、エジプト 新年になり、長年強権政治が行

う切に望みます。 ある。国などが再建されていくに であろう。治安も悪くなる恐れが 味合いから世界は流動化していく ではなく平和的な解決へと進むよ あたっては破壊的行動へと進むの 中東ばかりではない。色々な意 (浅子)